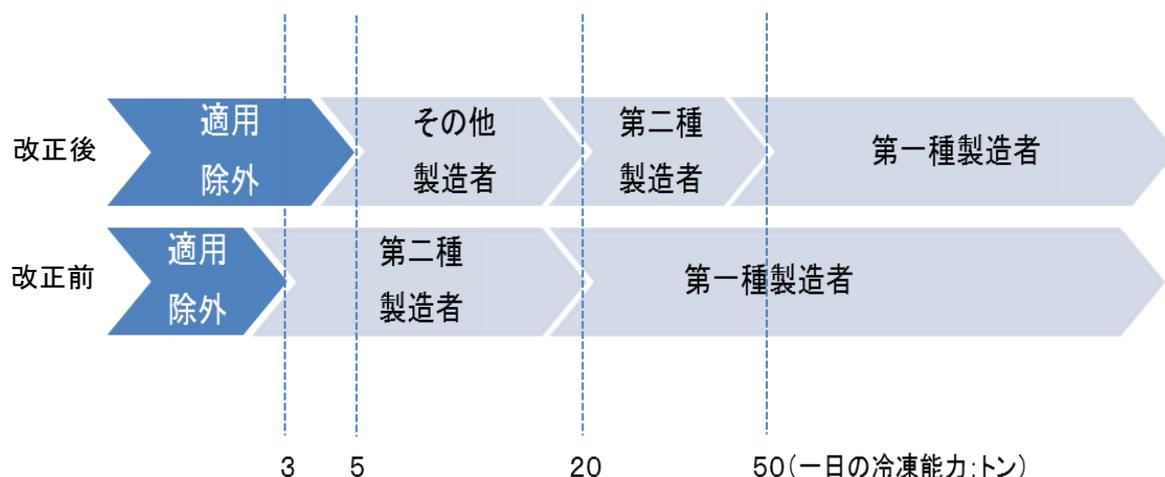


ヘリウム等冷媒を用いた冷凍設備の規制緩和について

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第286号）が令和3年10月20日に制定され、ヘリウム等^(※)冷媒に係る高圧ガス保安法の適用除外の範囲が拡大されるとともに、許可届出の対象が変更されました。施行日は令和3年10月27日です。

(※)ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、空気

ヘリウム等冷媒を用いた冷凍設備の規制体系



既存冷凍設備の扱い

施行日時点（令和3年10月27日）で許可若しくは届出されていた冷凍設備については、以下のとおりの扱いとなりますのでご注意ください。

規模（一日の冷凍能力）	施行日以降の扱い	手続きの有無
3トン以上5トン未満の第二種製造者（届出設備）	適用除外となります。	手続きは必要ありません。
5トン以上20トン未満の第二種製造者（届出設備）	その他製造者となります。	手続きは必要ありません。
20トン以上50トン未満の第一種製造者（許可設備）	第二種製造者となります。（届出設備）	手続きは必要ありません。 法第5条第2項第2号の届出をしたものとみなします。